

議員提出議案第4号

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の
規制を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成30年9月26日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新 井 重一郎

同 出 浦 章 恵

同 大久保 進

同 清 野 和 彦

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書

1990年代から世界各地でミツバチの大量死・大量失踪、さらには「蜂群崩壊症候群（CCD）」が報告されている。我が国でも2005年頃から大量にミツバチ被害が発生し、ミツバチの大量死が問題となっている。

2000年代に入ってから、ネオニコチノイド系農薬がミツバチ被害の原因であるとの様々な研究結果が発表されたことなどを理由に、使用規制の動きが広まり、フランスをはじめとするEU諸国では、予防原則を適用し、ネオニコチノイド系農薬の一時使用禁止などの対策が講じられている。

ネオニコチノイド系農薬の特徴は、①浸透移行性、②残効性、③神経毒性である。浸透移行性があるため、根から吸収された農薬は植物内部に取り込まれて葉、茎、花、果実にまで行き渡り、殺虫効果を持続する。農薬が植物内に深く浸透するので、洗っても落とすことができない。また残効性が高く、害虫の神経を直撃して一網打尽に殺虫するので、農薬使用量が少なくても済み、減農薬栽培に多用されているのが実情である。

現在、ネオニコチノイド系農薬は水稻・野菜・果物などの農業用のみならず、松枯れ防除・ガーデニング・建材の防腐剤・シロアリ駆除剤・家庭用殺虫剤・ペットのノミ取り剤など、様々な用途に広く使用され、国内出荷量は年々増加傾向にあり、最近10年間で約3倍に増えている。

ネオニコチノイド系農薬は家畜としてのミツバチに限らず、自然界に存在するハチ・ハチ以外の昆虫・動物など、生態系へ重大な悪影響を及ぼす恐れがある。

人体への健康被害として、影響が科学的に証明され、WHOを中心にその削減が国際的にも強く要請されているタバコ中のニコチンと類似の構造を持つことから、ヒトの健康—特に胎児・子どもの発達への影響が懸念されている。

農林水産省では、「ミツバチ被害事例調査」を踏まえ自身のホームページで危害を防止するための我が国の取り組みの情報を公開している。しかしながら、日本のミツバチ被害は、ネオニコチノイド系農薬の危険性を示す契機となりはしたが、それがネオニコチノイド系農薬による被害のすべてではない。

したがって、本来、ネオニコチノイド系農薬そのものに対して何らかの規制を行わない限り、その危機を除去することはできないはずである。しかし、我が国ではこれまでのところ使用規制はまったく行われていない。

そこで、以下の3点について要望する。

記

- 1 ミツバチの大量死に関して、原因究明のための徹底した調査及びネオニコチノイド系農薬による影響に関する調査を更に行うこと。
- 2 ネオニコチノイド系農薬の生態系やヒトの健康に与える影響についての調査を行うこと。
- 3 ネオニコチノイド系農薬の規制及び食品への残留農薬基準を見直し、強化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

秩父市議会議員 木村 隆彦

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様
厚生労働大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

議員提出議案第5号

秩父市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成30年9月26日

提出者 秩父市議会議員 浅海 忠

賛成者 秩父市議会議員 清野 和彦

同 江田 徹

同 上林 富夫

同 赤岩 秀文

同 黒澤 秀之

同 新井 重一郎

同 大久保 進

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

秩父市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秩父市議会の議員の定数を定める条例（平成18年秩父市条例第54号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秩父市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由

常任委員会の構成及び人口減少等を踏まえ、議員定数を適正化し、円滑で効率的な議会運営を図るため。